

各国の寄附金税制等の状況

(未定稿)

資料7

国名	納税者の意思により納税先の地方自治体を選択できる仕組み	居住地の地方自治体に納付した上で、納税者の意思に基づいて他の地方自治体に税額の一部又は全部を移転させる仕組み	使途について納税者が指定できる仕組み	個人が地方自治体に対し寄附を行った場合の税額の減額措置の有無
イギリス	×	×	×	×
ドイツ	×	×	×	○
フランス	未回答			
イタリア	×	×	○	×
オランダ	×	×	×	○
ベルギー	×	×	×	×
スウェーデン	×	×	×	×
スペイン	×	×	○	×
ハンガリー	×	×	○	○
ポーランド	×	×	○	×
ロシア	×	×	×	×
オーストラリア	×	×	×	○
韓国	×	×	×	○
中国	×	×	×	×
インド	×	×	×	○
メキシコ	×	×	×	○
ブラジル	×	×	×	○
アメリカ	×	×	×	○
カナダ	×	×	×	○

各国の寄附金税制等の状況(制度の例) (未定稿)

○「3. 使途について納税者が指定できる仕組み」の例

イタリア…所得税額の0.5%を、①非営利組織、②科学研究機関・大学、③医療関係研究機関の使途とすることができます。

スペイン…カトリック教会、非政府・非営利の社会事業団体に対して納税額の一定割合(2007年0.5329%、2008年0.7%)を指定することが可能。

ハンガリー…国税において、NGO、基金・財団、優遇NPO・NGO、公的施設、教会・宗教団体等に納税額の1%を寄附できる。

ポーランド…納税額の1%について、納税者がNPO等を納税先に指定できる。

(参考)イギリス…個人がチャリティに対して寄附を行った場合、歳入関税庁から当該チャリティに対して、当該個人が納めた所得税額のうち「チャリティへの寄附に係る所得税額相当分(いわばマイナスの所得税)」が交付される。

○「4. 個人が地方自治体に対し寄附を行った場合の税額の減額措置」の例 (地方自治体以外への寄附も含む。)

ドイツ…納税者の慈善、教会、宗教、学問及び公益を促進する目的での支出、並びに政党への寄附は、所得税において特定支出として考慮される。

オランダ…「公共の福祉」を増進するものであることが承認された団体に対する寄附について減額。

ハンガリー…NPOや教会等に対する慈善寄附金について税額控除。

オーストラリア…税務当局が承認した、病院、教育・研究機関等への2豪ドルを超える寄附について控除。

韓国…所得金額の100%の限度内で、寄附金額の全額を所得控除。

インド…中央政府や州政府が設置した慈善目的の基金・機関等への寄附について減額。

メキシコ…寄附金額を所得から控除。

ブラジル…寄附の対象が、文化省の審査及び承認を受けた地方の文化事業に該当すれば、税額の6%まで減額可能。
(控除額の算定は、寄附の対象によって異なる。)

アメリカ…連邦政府税制において、州政府等に対して公共目的のためになされる寄附は所得控除。

(州政府において、連邦政府税制の課税所得を考慮する州政府では、所得控除の影響が生じることとなる。)

カナダ…所得税(国税)で税額控除。(各種控除後の純所得の75%を上限とし、連邦税は29%まで。州税は各州が定めた割合までを乗じた金額を控除)